

続の簡易化をはかっている。すなわち貨物自動車運送事業の免許を有する者は、本法により取扱駅の指定という簡易な処分を受ければ、鉄道集配業の免許を受けたものとみなされ（第15条）、また自動車を使用する通運事業の免許または自動車の新規使用の認可を受けた者は、道路運送法により種類の指定という簡易な処分を受ければ、通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなされる（道路運送法第46条）。

(3) 通運計算事業 通運計算事業を営もうとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない（第28条）。本事業が通運取引にとって不可欠の地位を占める事実にかんがみ、認可制を採ったのである。

通運計算事業とは、通運事業者の需要に応じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済または債権の取立をする事業をいう。営利目的の有無を問わず、有償を要件としない（第3条）。認可基準には免許基準を準用する（第28条）。事業主体の変更、事業運営および強制処分については、通運事業に関する規定がおおむね準用される（第29条）が、そのほか通運計算規程の認可（第30条）、通運計算契約締結義務（第31条）および通運計算契約の通運事業者に対する強制の禁止（第32条）の措置がある。

(4) 運輸審議会との関係 本法による免許その他の処分については、軽微事項を除き、すべて運輸審議会に諮問しなければならない（第33条）。（山上孝史）

つうんひきうけぎむ 通運引受義務 通運事業は公益事業であり、不特定多数の荷主の利用するものであるから、通運の引受をも通運事業者の気ままにさせたのでは、通運事業の公共的使命を全うすることができないし、また通運事業者に無条件にその引受を強制したのでは、通運の秩序を保ち得ず、通運事業の使命を果たすことができないので、一定の場合を除いてその引受を強制している。すなわち通運事業法第17条はつぎのように規定している。〔通運事業者は左の場合を除いては、通運の引受を拒絶してはならない (1) 当該通運の申込が認可を受けた通運約款によらないものであるとき (2) 委託者が明告をせず又は点検の同意を与えないとき (3) 当該通運に関し委託者から特別の負担を求められたとき (4) 当該通運が法令の規定または公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき (5) 天災その他やむを得ない事由があるとき〕。（青野 寛）

つうんやくかん 通運約款 通運事業者と荷主との間の契約条項を定型化したもの。これによって不特定多数の荷主と大規模の集約取引を短時間に確実に行うことができ、しかも、企業の不測の危険をさけ取引の内容を確保することができる。その内容は、物品の受取および引渡、運賃料金の収受並びに通運事業者の責任に関する事項にわたっている。約款の効力については、契約の効果として作用するのか、法として作用するのか学者の間にも争いのあるところであるが、約款によることを示す限りすべて荷主は拘束される付合契約の性格を持っているので、通運事業法は、その内容を認可事項として法規制している。また利用する荷主に対して無差別公平な取扱をし、さらに、隔地取引を円滑にするため、一般免許を持つ全通運事業者は同一内容の約款を制定していることは通運約款の1つの特色である。（青野 寛）

つうかあつかい 通過扱 輸送力列車や、特殊な使命をもった急送品列車等は、貨車の解結や、貨物の積卸のために停車する必要がある駅だけに停車させるのが原則である。しかしながら機関車および乗務員の運用、または性能の点から、機関車付替、乗務員交代、給水、火床整理等のために、停車させなければ

ならない場合がある。貨車集結方においては、このような場合にその貨物列車は、その停車駅に対しては、通過扱であるといい、貨物輸送に関しては、通過列車と同じ取扱となる。（山岸 勘六）

つうがくしょうめいしょ 通学証明書 国鉄の指定学校の学生・生徒・児童または幼児が、通学のため、その居住地もより駅・在籍校もより駅間を3等で乗車船するために、通学定期乗車券を購求する場合国鉄に提出するもので、通学の事実を証明するその学校を代表する責任者の発行した証明書をいう。

通学定期乗車券を購求する場合は、定期乗車券発行申込書とともにこの通学証明書を提出する。（平林喜三造）

表 (契印)	
通 学 証 明 書	
No.	学校種別又は指定番号
氏 名・年 齢 及 び 性 別	(才) 男 女
住 所	
部科及び学年	部 科 学年
通 学 区 間	駅から 経由 駅まで
定期乗車券の 通 用 期 間	箇 月
身 分 証 明 書 番 号	第 号
昭 和 年 月 日 発 行	
発行者	
所 在 地	
学 校 名	
代表者氏名	代表者 職 印
(備 考)	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から15日間とする。	
2 この証明書は、代表者が記入なつ印のうえ本人に交付するものとする。	
3 この証明書に記載した事項を訂正したときは、その箇所に代表者が職印で証印したもの以外は無効とする。	
(発行駅)	(発行年月日) (定期乗車券番号)

12.5cm

(真無地)

つうかしゃ 通過車 輸送途中の貨車をある地点において抑えてみた場合、発駅も着駅も自駅でない貨車を通過車という。通貨車には支社内通過車と局内通過車とがある。支社内通過車とは、発着両駅ともに他の支社に属する発送整備車をいい、局内通過車とは、発着両駅ともに他の鉄道管理局に属する発送整備車をいう。

社線発または着のものは、その社線接続駅の発または着とみなして支社内通過車か局内通過車かが定まる。（佐藤 章）

つうかせん 通過線 (英) through track 停車場構内に設けられた本線路のうち、列車の通過に使用される線路。中間駅では一般に停止列車と、急直行列車のような通過列車とを扱っており、停止列車のための着発線のほかに通過列車用に通過線を設けることがある。通過線はホームに面する場合と面しない場合とがあるが、いずれの場合も本線より分岐することのない配線とすることが望ましい。通過列車が先行列車を超越さない場合には、発着線を通過線として共用することができる。これはもっとも単純な中間駅の配線であるが、さらに数本の発着線を設けた中間駅においても、通過線として専用せず、発着線と兼